

生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会 とりまとめに向けた論点

平成26年11月13日(木)
厚生労働省社会・援護局保護課

「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」 とりまとめに向けた論点について

- 本研究会においては、第3回までに、生活保護受給者に対する健康管理の必要性や、生活保護担当部局(福祉事務所)の対応、関係部署との連携など、幅広くご意見・ご報告をいただいたところ。
- 本研究会については、年内を目処としてとりまとめを行うこととしているが、とりまとめに向けた具体的議論を行うにあたり、以下のように論点の整理を行った。

「生活保護受給者の健康管理の在り方に関する研究会」 とりまとめ構成案

1. 健康管理支援の対象者について
2. 対象者の選定
3. 支援の手法
4. 支援の評価

議論の論点①

1. 健康管理支援の対象者について

【論点】

- 健康管理支援を必要とする者は、肥満、高血圧、アルコール依存症、喫煙等、多岐にわたるが、特に対応が必要と考えられる者に焦点を当てて議論を深めてはどうか。
- 糖尿病が重症化した場合、糖尿病性腎症による人工透析治療や、糖尿病性網膜症による失明、閉塞性動脈硬化症による足の切断など、生活への負担が大きいことから、生活習慣病の重症化予防への対応を行うべきではないか。



2. 対象者の選定

【論点】

- 生活習慣病の重症化予防の支援を要する者について、どのように把握するか。
 - 生活保護の決定段階において、福祉事務所が検診を受診させ、生活習慣病のハイリスク者について把握してはどうか。
 - 検診のほか、健康増進法に基づく健康診査や、国民健康保険等、生活保護受給者になる前に加入していた保険において実施された特定健診等の結果など、他施策も活用してはどうか。
 - 既に国民健康保険等で健診受診行動等が定着している者については、引き続き保健指導が受けられるよう支援の継続性を意識するべきではないか。
 - 既に生活保護を受給している者については、簡易なチェックリストにより、健康状態の把握を行ってはどうか。³

議論の論点②



3. 支援の手法

【論点】

- 生活習慣病の重症化予防のため、福祉事務所はどのような支援を行うことができるか。
 - ・ 対象者と選定された者については、医療機関への受診勧奨や、保健指導への参加の促しを行ってはどうか。
 - ・ 保健指導については、例えば、国民健康保険の保険者が実施する保健指導を実施する主体（医療機関や民間企業等）へ保健指導を委託すること等により、効果的な指導を行うことができるのではないか。
 - ・ 日常のケースワークにおいて、食事や身体活動について、行える支援はないか。
- 生活習慣病の重症化予防においては、福祉事務所、医療機関、市町村国保部門、市町村保健部門等の多機関連携という視点が重要ではないか。
- 市町村保健部門の持つ健診データと、福祉事務所が持つ医療レセプトのデータを活用することができるのではないか。



4. 支援の評価

【論点】

- 健康管理支援の取組を効果的に行うためには、定期的に効果測定を行う必要があるのではないか。
- 効果測定の指標としては、健診受診率、未治療者を受診に結び付けた件数、生活習慣病による入院の件数等の医療費及び介護費の動向等を用いることができるのではないか。